

半田市多子軽減措置に伴う償還払いによる障がい児通所給付費支給要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、障がい児通所支援を利用している児童の保護者と同一世帯に属する二人以上の乳幼児が幼稚園等に通い、又は障がい児通所支援を利用する場合に、多子軽減措置により軽減される利用者負担を給付費として支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乳幼児 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児をいう。

(2) 幼稚園等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園若しくは特別支援学校の幼稚部、法第39条第1項に規定する保育所、法第43条の2に規定する情緒障がい児短期治療施設又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。

(3) 保護者 法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。

(対象となる支援)

第3条 この要綱において、多子軽減措置の対象となるのは、法第6条の2に規定する障がい児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援又は保育所等訪問支援とする。

(償還額)

第4条 多子軽減措置に伴い償還払いする額は、次の表1に掲げる金額の合算額（合計額が表2の区分ごとに掲げる額を超える場合は表2の区分に応じた額とする。）と実際に事業者へ支払った額の差額とする。

表1

対象	多子軽減措置の内容
(1) 幼稚園等に通い、又は障がい児通所支援を利用する乳幼児（該当者が二人以上ある場合は、年長者）	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の10に相当する額

(2) 幼稚園等に通り、又は障がい児通所支援を利用する乳幼児のうち(1)に掲げる乳幼児以外のもの(該当者が二人以上ある場合は、年長者)	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の5に相当する額
(3) 上記以外の者	0

表2

生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	4,600円
市町村民税課税世帯 (所得割28万円以上)	37,200円

2 軽減後の保護者の負担する月額利用者負担金の額に1円未満の端数が生じた場合には、その額を切り捨てるものとする。

(償還払いの申請)

第5条 多子軽減措置の対象となる児童が同一の世帯にいる保護者が、償還を受けようとするときは、多子軽減措置に伴う障がい児通所給付費支給申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を半田市長へ提出しなければならない。

2 前項の申請書には、幼稚園等の通園証明書(様式第2)及び利用者負担額の支払を証する書類(領収証)を添付するものとする。ただし、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(支給決定等)

第6条 市長は、保護者から前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、可否を決定し、多子軽減措置に係る障がい児通所給付費支給(不支給)決定通知書(様式第3)により申請者に通知するとともに、支給すると決定したときは、決定した給付費の償還額を市長が別に定める日までに申請者に対し、口座振替の方法により支払うものとする。

(給付費の返還)

第7条 市長は、前条に規定する給付費の償還を受けた保護者が、偽りその他不正な手段により給付費の償還を受けたときは、支給した給付費の全部又は一部の返還を求め

ることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による多子軽減措置は、平成26年4月に提供された障がい児通所支援から適用し、同月前に提供された障がい児通所支援については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

半田市長 殿

多子軽減に伴う障がい児通所給付費支給申請書

次のとおり関係書類を添えて多子軽減に伴う障がい児通所給付費の支給を申請します。

フリガナ			
申請者氏名 (通所給付決定保護者氏名)			
生年月日		年 月 日	
居住地		〒	
		電話番号	
サービス利用月の世帯における 対象費用の支払合計額		申請に係るサービス利用月	
		年 月分	
係通所給付決定に 係る児童の氏名に	フリガナ		受給者証番号
	氏 名		
	生年月日		

(注) 支払額を証する領収書を添付してください。

多子軽減に係る障がい児通所給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼書	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種目	口座番号
	金融機関コード		店舗コード			
					1 普通預金	
					2 当座預金	
				3 その他		
フリガナ						
口座名義人						

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ			申請者との関係
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

年 月 日

様

住所

施設名

施設長氏名

印

通園証明書

下記児童は、当施設に通園（通所）していることを証明します。

記

	児童氏名	生年月日	在園期間
1			
2			
3			
4			

年 月 日

様

半田市長

印

多子軽減に係る障がい児通所給付費支給（不支給）決定通知書

年 月 日に申請のありました多子軽減に係る障がい児通所給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付決定保護者氏名			
給付決定に係る児童氏名		受給者証番号	
給付決定に係る児童氏名		受給者証番号	
給付決定に係る児童氏名		受給者証番号	

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係るサービス利用月	年 月分
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	円
不支給の理由			

振込先	金融機関	
	<input type="checkbox"/> 座種目	
	<input type="checkbox"/> 座番号	
	<input type="checkbox"/> 座名義人	

審査請求及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。